

原子力施設等におけるトピックス
(令和2年 11 月 30 日～12 月 6 日)

令和2年 12 月 9 日
原子力規制庁

○令和2年 11 月 30 日～12 月 6 日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
11 月 30 日	アイバ産業株式会社		放射性同位元素の所在不明について	

○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和2年 11 月 30 日～12 月 6 日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関する事案で、事業者がプレス公表したもの

*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃(株)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス

該当なし

<その他>

該当なし

2020年11月30日

アイバ産業株式会社における 放射性同位元素の所在不明について報告を受けました

原子力規制委員会は、本日（30日）、アイバ産業株式会社（以下「アイバ産業」という。）から放射性同位元素の所在不明について、放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づく法令報告事象に該当するとの報告を受けました。

記

1. アイバ産業からの報告内容

本日（30日）、アイバ産業東京事業本部（東京都豊島区）から、密封線源（セシウム137）を内蔵したポータブルレベルメータが所在不明となったことから、放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づく法令報告事象に該当するとの報告を受けました。

アイバ産業から受けた報告の概要は別紙のとおりです。

注1：ポータブルレベルメータ

消火用ハロゲンガス等のボンベの液面測定のために使用する機器

2. 所在不明の放射性同位元素

密封線源（セシウム137）1個（1個当たり3.7メガベクレル）＜別添図参照＞。

3. 原子力規制委員会の対応

アイバ産業に対し、当該ポータブルレベルメータの捜索を行うよう指示するとともに、今後、アイバ産業が行う原因究明及び再発防止策について確認していきます。

なお、当該ポータブルレベルメータを発見された方は、直接触れずに、最寄りの警察署又は以下の電話番号に連絡ください。

- ・アイバ産業 保守部 電話：03-3980-2951
- ・原子力規制庁 長官官房 総務課 事故対処室 電話：03-5114-2121

以上

＜担当＞

原子力規制庁 長官官房 総務課 事故対処室 室長 金子 真幸

担当：松田

電話：03-3581-3352（代表）

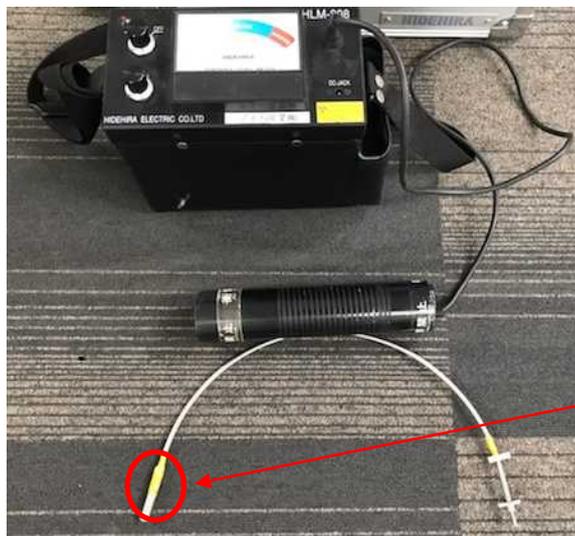
03-5114-2121（直通）

アイバ産業株式会社からの報告の概要
(11月30日17時00分までに受けたもの)

- 11月4日8時頃、専用アルミケース（寸法：約280×220×390ミリメートル）に収納し、施錠してアイバ産業株式会社東京事業本部（東京都豊島区）の倉庫内に保管することとなっているポータブルレベルメータ4台のうち1台が所定の位置にないことを同社従業員が確認した。
- 当該ポータブルレベルメータは、本体約165×105×195ミリメートル、重量約1.4kgで、密封線源（セシウム137、3.7メガベクレル）が内蔵されている。
- 当該ポータブルレベルメータの用途は、炭酸ガスやハロンガス等のボンベ内残量を計測する機器である。
- 本日（11月30日）までに関係先や社内を捜索したが発見に至らなかったことから、本日（11月30日）15時00分に放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づく法令報告事象（放射性同位元素の所在不明）に該当すると判断し、原子力規制庁へ報告した。
- 当該線源による放射線の影響について、専用アルミケースから取り出した状態で、線源から0.5メートル離れた場所での線量の評価値は、1.5マイクロシーベルト毎時である。
- 引き続き当該機器の捜索を行う。

以上

(アイバ産業株式会社より入手)



密封線源の内蔵部分
(セシウム 137、3.7MBq)

所在不明となったものと同型のポータブルレベルメータ



専用アルミケース
(寸法: 約 280 × 220 × 390mm)